

別表1 (第3条、第7条、第8条関係)

1 間 接 補助事業	2 事業実 施主体	3 間接補助 対象経費	4 間 接 補助率	5 間接交 付主体	6 補助率	7 上限額	8 間接補助事業 の重要な変更
6次産業型	<p>県内に事業所又は作業場等の拠点を有する次の者とする</p> <p>(1) 農林漁業者 (2) 農林水産業を営む法人 (3) 農漁協・任意組織(規約を有すること)</p>	<p>6次産業化に係る推進活動及び施設・機械整備(ただし、30千円以上のもの)等</p> <p>※ただし、以下の経費については対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不動産(土地代及び建築物)の購入及び土地基盤の整備 農林水産物の生産に係る施設・機械機器整備 県が行う認証又は許可等の申請に係る経費(継続認定等に係る調査手数料等を含む)及び認証又は許可等の要件となる講習会参加等に係る経費(受講料、旅費等) 	1 / 2	市町村	1 / 3	<p>(1) 農林漁業者 3,000千円</p> <p>(2) 農林水産業を営む法人 7,000千円</p> <p>(3) 農漁協・任意組織(規約を有すること) 3,000千円/受益者(上限30,000千円)</p>	本補助金の増額
農商工連携型	<p>県内に事業所を有する次の者とする</p> <p>(1) 食品加工業者 (2) 食品衛生法に基づく食肉処理業の営業許可を取得し、ジビエ(シカ、イノシシなどの狩猟の対象となり食用とする野生鳥獣、又はその肉)を主として扱っている事業者</p>	<p>農林漁業者(団体を含む)と連携した取り組みに必要な施設・機械整備(ただし、30千円以上のもの)</p> <p>※ただし、以下の経費については対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不動産(土地代及び建築物)の購入及び土地基盤の整備 	1 / 3	市町村	1 / 3	10,000千円	本補助金の増額

※補助事業対象経費が工事請負費及び委託費の場合は、県内事業者が発注したものに限り補助対象とする。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

別表2（第3条、第13条関係）

1 嵩上げ要件	2 対象となる事業区分	3 嵩上げ後の補助率	4 嵩上げ後の間接補助率	5 届出	6 猶予期間
(1) プランの期間内に食品にかかる海外認証等の取得が見込める場合	6次産業型	1 / 2	2 / 3	プランの期間内に認証等 を取得できない場合	プラン終了年度の翌年度から起算し認定されたプラン期間と同等の期間
	農商工連携型		1 / 2		
(2) 事業実施主体又はその連携体が既に県外で行っている主たる加工品製造の全部又は一部を県内に移転するための事業であり、次に掲げる要件を全て満たす場合 ア 事業実施により、プラン終了年度の翌年度までに県外から移転する主たる加工品（以下「切り替え加工品」という。）の県内の取扱量又は取扱金額が県外を上回ること。 イ 整備する機械施設等は、切り替え加工品の製造に必要な最小限な能力とすること。	6次産業型	1 / 2	2 / 3	プラン終了年度の翌年度に第1欄(2)の要件を満たせない場合	
	農商工連携型		1 / 2		